# 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 （平成十七年国土交通省令第二十六号）

#### 第一条（趣旨）

民間事業者等が、国土交通省の所管する法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（定義）

この省令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

#### 第三条（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

#### 第四条（電磁的記録による保存の方法）

民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

###### 一

作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

###### 二

書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

##### ２

民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。

##### ３

別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（当該書面の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

#### 第五条（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

#### 第六条（電磁的記録による作成の方法）

民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

#### 第七条（作成において氏名等を明らかにする措置）

法第四条第三項の主務省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

#### 第八条（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

#### 第九条（電磁的記録による縦覧等の方法）

民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

#### 第十条（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等とする。

#### 第十一条（電磁的記録による交付等の方法）

民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

###### 二

磁気ディスク等をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法

##### ２

前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記録された事項を出力することにより、書面を作成することができるものでなければならない。

#### 第十二条（電磁的方法による承諾）

民間事業者等は、法第六条第一項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、次に掲げる事項を当該交付等の相手方に示さなければならない。

###### 一

前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

###### 二

ファイルへの記録の方式

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の日から海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日の前日までの間における第三条から第六条まで及び第八条から第十一条までの規定の適用については、別表第一海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、「、第十九条の二十六第三項並びに第十九条の三十三第一項及び第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項」とあるのは「並びに第十九条の九第一項及び第三項並びに第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」と、別表第二海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、「、第十九条の二十六第三項及び第十九条の三十三第二項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項」とあるのは「及び第十九条の九第二項並びに第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」と、別表第三海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、「第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項」とあるのは「第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則」と、別表第四海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害に関する法律」と、「第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項」とあるのは「第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とする。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この省令の施行前にした別表第一から別表第四までの上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一七年五月二〇日国土交通省令第五七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年五月二十五日）から施行する。

# 附　則（平成一七年五月三一日国土交通省令第六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年九月一日国土交通省令第八九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十八年三月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年一一月二日国土交通省令第一〇四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

###### 一

登録を受けたことがある自動車

###### 二

軽自動車

###### 三

小型特殊自動車

###### 四

二輪の小型自動車

#### 第三条

改正法附則第四条の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

###### 一

軽自動車

###### 二

小型特殊自動車

###### 三

二輪の小型自動車

#### 第四条

改正法附則第四条の国土交通省令で定める期間は、完成検査終了証の発行の日から九月間とする。

# 附　則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

#### 第三条

この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

# 附　則（平成一八年九月二九日国土交通省令第九二号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年九月二九日国土交通省令第九三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成一八年一二月二七日国土交通省令第一二一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

# 附　則（平成一九年三月一日国土交通省令第六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

# 附　則（平成一九年九月二〇日国土交通省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一九年九月二八日国土交通省令第八三号）

この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

# 附　則（平成一九年一一月一六日国土交通省令第八九号）

この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十一月十八日）から施行する。

# 附　則（平成二〇年七月一六日国土交通省令第六三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行の日（平成二十年七月十七日）から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ３

特例民法法人についての国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条、第四条、第八条、第九条、別表第一及び別表第三の規定の適用については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年五月一日国土交通省令第三五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年五月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年八月二八日国土交通省令第五三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

# 附　則（平成二二年六月二八日国土交通省令第三七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年一二月二八日国土交通省令第九一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年二月二八日国土交通省令第八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

# 附　則（平成二五年五月一日国土交通省令第三一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

# 附　則（平成二六年一月一〇日国土交通省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年一月二二日国土交通省令第六号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年二月二七日国土交通省令第一三号）

この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月三十一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年一一月二八日国土交通省令第九〇号）

この省令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

# 附　則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

##### ４

施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二八年二月二九日国土交通省令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

# 附　則（平成二八年八月三一日国土交通省令第六三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年六月一五日国土交通省令第四九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附　則（平成三〇年一二月二六日国土交通省令第九〇号）

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

# 附　則（平成三一年二月一五日国土交通省令第四号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二六日国土交通省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、法の施行の日から施行する。

# 附　則（令和二年八月三一日国土交通省令第七二号）

この省令は、令和二年十月一日から施行する。